

## 藤沢市教育委員会定例会(8月)会議録

日 時 2002年8月9日(金)午後2時

場 所 第一庁舎4階C会議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の決定

## 3 前回会議録の確認

## 4 教育長報告

藤沢市体育指導委員の委嘱について

## 5 議 事

- (1) 議案第20号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (2) 議案第21号 善行小学校、俣野小学校、善行中学校及び大清水中学校の通学区域の一部変更について
- (3) 議案第22号 藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (4) 議案第23号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- (5) 議案第24号 藤沢市文化財保護委員会委員の任命について
- (6) 議案第25号 藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命について
- (7) 議案第26号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
- (8) 議案第27号 市議会定例会提出議案(訴訟上の和解)に同意することについて

## 6 その他

- (1) 財団法人藤沢市青少年協会の経営状況について
- (2) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の経営状況について

## 7 閉 会

## 出席委員

- 1番 中 村 喬
- 2番 數 野 隆 人
- 3番 安 咸 子
- 4番 平 岡 法 子
- 5番 川 島 一 明

## 出席事務局職員

学校教育部長	小野 晴 弘	学校教育部参事	福島 勝 也
学校教育部参事	種 部 弘	生涯学習部参事	齋 藤 潔
生涯学習部参事	渡 辺 恭 博	生涯学習部参事	田 中 正 男
総合市民図書館長	植 木 正 敏	教育総務課主幹	高 橋 章
教育総務課主幹	大 橋 久 高	学校教育課長	新 井 泰 春
学務保健課主幹	渡 貫 洋	学校教育課主幹	下 村 修 市
教育文化センター長	飯 島 広 美	学校施設課長	田 中 章
学校施設課主幹	尾 嶋 良 二	学校施設課主幹	保 坂 純 彦
生涯学習課主幹	太 田 昌 治	生涯学習課主幹	上 田 育 夫
辻堂公民館長	藤 原 忠 厚	藤沢公民館長	西 山 紀 明
総合市民図書館主幹	小 野 雅 弘	総合市民図書館主幹	宇田川 ひろみ
総合市民図書館主幹	池 田 邦 臣	スポーツ課主幹	酒 井 一 二
スポーツ課主幹	飯 島 和 男	スポーツ課主幹	笠 間 忠 雄
スポーツ課主幹	鈴 木 利 吉	書 記	桜 井 範 幸

## 午後2時00分 開会

委員長 ただいまから藤沢市教育委員会8月定例会を開会いたします。

委員長 はじめに、本日の会議録に署名する委員は1番 委員、4番 平岡委員にお  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は1番 委員、4番 平岡委員にお

委員長 次に、前回の会議録の確認をお願いいたします。

何かありますか。

特にありませんので、このとおり了承することに御異議ありま

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、このとおり了承することに決定いたします。

委員 議案第27号について発議をさせていただきたいと思います。私は議案第27  
解)に同意することについては、会議を公開することによりまして、プライバシー  
決定過程の情報で、訴訟に係る事務に支障を生ずるおそれがあると思いま  
に関する法律第13条第6項ただし書に該当する事件に当たると思いますの  
します。

委員長 ただいま議案第27号市議会定例会提出議案(訴訟上の和解)に同意するこ  
び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開の審議を

7項の規定によりまして、直ちに採決を行います。

ただいまの発議に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 賛成5名。よって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の2以上の多数で議決しましたので、議案第27号市議会定例会提出議案は、後ほど非公開での審議といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

委員長 次に、教育長報告に移ります。

委員 それでは、藤沢市体育指導委員の委嘱についてを御報告申し上げます。議とにつきましては、藤沢市体育指導委員に欠員が生じたため、その残任期が月31日までを任期として委嘱させていただいたもので、委嘱させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきますが、藤沢市のスポーツ振興に対し御しくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの教育長報告につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。委員 体育指導委員については、スポーツ振興法第19条第2項に、スポーツの実言を行うとあるけれども、特別な資格が必要なのかどうか。

それから同条第1項では、社会的信望があつて、スポーツに関する深い関要な熱意と能力を持っている者の中から委嘱するとあるが、体育指導委員は興協議会からの推薦者を委嘱するのか。あるいは広く有能な人材を求めているのかどうか伺いたい。

生涯学習部参事 体育指導委員は、特別な資格を持つ必要がありません。また、各地区の社た方々がなっておりまして、現在、市内に210人おります。

委員 体育指導委員を委嘱するに当たって、有能な人材を広く求めるということではなに所属していない方にも道を開けておけば体育振興のためになるのではな

生涯学習部参事 広く人材を求めるという点については、関係団体とも調整する中で、有能な委員 体育指導委員はどのような場面で、どのような活動をしているのか伺いたい

生涯学習部参事 体育指導委員の具体的な役割としては、新しいスポーツの普及のためにフ地区の体育レクリエーションとか各種競技会の運営、スポーツ活動を主体と事業の指導・助言等を行っております。また、学校開放のときに一般市民参委員 体育指導委員が活動中に事故等があった場合、どういう形で補償されている

生涯学習部参事 藤沢市体育指導委員の身分については、非常勤職員となりますので、藤沢の公務災害補償等に関する条例により公務災害の適用になります。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、報告どおり了承することといたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

委員長 これより議事に入ります。

議案第20号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを

種部学校教育部参事 議案第20号藤沢市教育委員会事務局組織等規則

- 明する。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第20号につきまして御意見・御質問が、
- 委員 免許状等申請手続というのはどういう免許状のことか。
- 学校教育部長 免許状というのは教員免許状のことです。以前は1級、2級とありまして、2級で、1級に書き替えるときに申請します。今ですと2種の免許を持っている者替えるときに申請することを免許状等申請手続と申します。
- 委員 就学義務の猶予及び免除に関しての決裁区分は、だれになるのか。そしてあったのかどうか伺いたい。
- 学校教育課主幹 決裁区分につきましては、教育長になります。また、近年の事例といたしましては、該当がありませんでしたが、平成13年度に身体の病弱や発育不完全をりました。なお、その2名につきましては、平成14年度に小学校1年生に就学公民館とか図書館の場合、今までは館長決裁であったものが課等の長とな
- 委員 館長が課等の長になって、実態としてどうなのかということですが、例えば課等の長は生涯学習課長ですが、今後の運用については、公民館は出先で、効率的な処理を行うため、専決権限の委譲の規定により、公民館長の権限図書館についても同様です。
- 委員 公民館の定例的な事務は、館長の専決でいいかもしれないが、公民館運営決裁責任者となり、戦略的な方向づけが必要ではないかと思うので、両方の
- 生涯学習部参事 御指摘のとおり、個別の問題については各公民館長、各図書館長が、将来的総体的なものについては課等の長の権限にさせていただきたいと思
- 委員長 課等の長に変更して、どのような市民サービスとスピード化が図られるのか
- 学校教育部参事 課長中心主義ということで課長が仕事全体を把握することになっております。たわけですので、今後さらにスムーズな事務を行っていけると考えております。
- 委員長 ほかにもありませんか。
- ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 委員長 それでは、議案第20号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正に
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 委員長 次に、議案第21号善行小学校、俣野小学校、善行中学校及び大清水中学校の通学区域の変更について、事務局の説明を求めます。
- 学務保健課主幹 議案第21号善行小学校、俣野小学校、善行中学校及び大清水中学校の通学区域の変更について、事務局の説明を求めます。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第21号につきまして御意見・御質問が、
- 委員 小・中学校の通学区域の変更については、年に何回か同様な議案が上程される箇所をピックアップして、計画的に検討できないのかどうか。また少子化が学校の統廃合を考えなければいけないと思うので、市内に何箇所ぐらい変更一括してやった方がいいと思うので、そういう検討をしているのかどうか。
- 学務保健課主幹 藤沢市は白浜養護学校を除いて54の小・中学校がありますが、通学区域の変更を全把握するのは難しい状況です。現在は地元自治会と通学

- 等で人数がふえたところを把握して、適切な学校規模を考えていく上で通学  
 現在、通学区域の変更の可能性があるところは把握しておりません。 統廃  
 市の小・中学校の生徒数が小学校では平成11年を最低にして増加しており  
 り、それからまた増加をしますので、学校の統廃合の状況ではないと考えて  
 委員 小・中学生の通学区域については、地元の自治会の協力も大事だが、児童  
 していただきたい。
- 学務保健課主幹 学校は地元との結びつきが濃いので、地元の要望などを話し合いながら、  
 通学区域の検討をしていきたいと思います。
- 委員長 ほかにありませんか。  
 ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませ  
 (「異議なし」の声あり)
- 委員長 それでは、議案第21号善行小学校、俣野小学校、善行中学校及び大清水  
 は、原案どおり決定いたします。
- +++++
- 委員長 次に、議案第22号藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程い  
 生涯学習部参事 議案第22号藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱についてを別紙のと  
 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第22号につきまして御意見・御質問が  
 特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)
- それでは、議案第22号藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案どおり決定い
- +++++
- 委員長 次に、議案第23号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを  
 生涯学習部参事 議案第23号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを別紙の  
 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして御意見・御質問が  
 特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)
- 委員長 それでは、議案第23号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- +++++
- 委員長 次に、議案第24号藤沢市文化財保護委員会委員の任命についてを上程い  
 生涯学習部参事 議案第24号藤沢市文化財保護委員会委員の任命についてを別紙のと  
 委員長 事務局の説明が終わりました。議案第24号につきまして御意見・御質問が  
 委員 委員の定数は藤沢市文化財保護条例で5人と定められているが、建築分野  
 で一般質問があったが、現定数で分野を拡大するのは難しいのか、定数を  
 とはできないのかどうか伺いたい。
- 生涯学習部参事 委員5人の専門分野は記載のとおりですが、建築の専門分野の方はおり  
 任の方が4人と専門が近世史ということで、お辞めになる方の専門分野と同  
 化財保護委員のメンバー構成等を参考に、庁内の調整を経て考えていき
- 委員 2004年8月31日まではこの枠で行くけれども、それ以降については建築等の

向もあり得るという理解でいいのか。

生涯学習部参事 2004年8月31日までというのは、この5人の委員の任期であって、新たに委  
です。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませ  
（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、議案第24号藤沢市文化財保護委員会委員の任命については、

委員長 次に、議案第25号藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命についてを上程

スポーツ課主幹 議案第25号藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命についてを別紙のと

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第25号につきまして御意見・御質問が

ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませ  
（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、議案第25号藤沢市スポーツ振興審議会委員の任命については

委員長 次に、議案第26号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程いたし

総合

市民図書館長 議案第26号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを別紙のとおり説明

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第26号につきまして御意見・御質問が

委員 委員に学校教育関係者が1人入っているようだが、総合的な学習の時間の

館の充実が重要であると言われているので、この学校教育関係者は学校区

総合

市民図書館長 この学校教育関係者というのは小学校長です。

委員 説明の中で、公募に対する応募者がいなかったということについて、今、本  
題 視されてきているが、藤沢市の図書館を通して書物に対する市民の  
かせいいただきたい。

総合

市民図書館長 藤沢市は総合計画で4館構想によって図書館が整備充足され、利用状況に  
変化しておりませんが、図書館の整備状況から見ると、比較的新しくできた  
う傾向にあります。

藤沢市内の図書館では湘南大庭市民図書館は車での利用がしやすい施設  
どもの利用についても夏休みになれば大勢利用されております。また学校  
書館と公立図書館の連携も常に持っておりますし、小学校の図書館部会と  
本に親しむ機会をつくっていく中で、本との接点を拡大して知識の拡大もで

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませ  
（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、議案第26号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案

- 委員長 次に、その他に入らせていただきます。
- 生涯学習部参事 (1)財団法人藤沢市青少年協会の経営状況について、事務局の説明を求め、平成13年度財団法人藤沢市青少年協会の経営状況について御説明申し上げ、平成14年度の事業計画について、青少年の参加機会の提供を中心に継続事業と同時、効率的な運営を議論をいたしました。事業全般については、青少年の活動を目的に、一般会計においては(1)青少年国際化推進事業から(7)青少年別会計の放課後児童健全育成事業を合わせて8領域の各種事業を精力的に実施する。規事業の小学生5～6年生を対象とした八ヶ岳野外体験教室での冬の自然体験は応募者も多く、体験の場の重要性を痛感したところです。しかし、一方、施設の事情により中止になりましたが、今年度は実施しております。また中学生を対象とした航海により2航海のところを1航海になりました。(以下「収支計算書」等は別紙資料として添付)青少年育成事業については、市内30児童クラブの管理運営を市から受託し、事業の推進にまいりました。なお入所児童数は当初計画月1,250名が実績では月平均入所児童数1,250名と年度平均入所児童数との比較では11.2%増となりました。施設整備面では「いぶき児童クラブ(富士見台小学校区)」の2クラブの建て替えと、「風の子児童クラブ(浜見小学校区)」は2カ年の建設で、本年8月26日に開所の予定です(照)
- 委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対して御意見・御質問がございましたら、ご発言ください。
- 委員 退職給与引当金の対象者を教えてください。
- 生涯学習部参事 基本的には課長以下の職員が対象となりますが、現在、課長職にいる職員は対象外となりまして、課長を除いた総務担当以下の職員が対象となります。
- 委員 そうすると財団法人藤沢市青少年協会が雇った職員の退職時における退職金について、
- 生涯学習部参事 そのとおりです。
- 委員 平成13年度の月別児童クラブ入所児童数を見ると4月の1,428人から3月の1,428人、5月の1,428人の下の年度別の入所率推移では平成13年度は前年度より0.7%多くなって児童クラブ数が増えたためなのか、施設規模が大きくなったために全体として入所率が増えているのか。
- 生涯学習部参事 月別児童クラブ入所児童数は、平成13年度における入所児童数の月別推移は、毎年度の5月の入所児童数を5月の総児童数で割って入所率を出すと、平成12年度と平成13年度の入所児童数と総児童数は、何人なのか。
- 委員 資料がありませんので、後日、お答えさせていただきます。
- 生涯学習部参事 資料がございませんので、後日、お答えさせていただきます。
- 委員長 それでは、平成12年度と平成13年度の入所児童数と総児童数については、ご質問がございましたら、ご発言ください。
- 委員 ほかになければ、この件は了承することにいたします。
- =====  
委員長 次に、(2)財団法人藤沢市スポーツ振興財団の経営状況について、事務局の説明を求め、財団法人藤沢市スポーツ振興財団の経営状況について御説明いたします。また、財団の理事・評議員の総括的な管理運営にかかわる事務事業を行いました。また、財団の理事・評議員の事業全般を民間感覚で見直し、円滑に運営するために理事・評議員、事務局の

を設置して、平成14年度に向けた事業内容や進め方などを検討・協議いたし資料参照)次に、特別会計事業のスポーツ事業特別会計については、(1)ス教室で511万6,100円の事業収入を得ることができました。(2)各種大会等料として30万円の収入を得ることにより講師謝礼金や看板代、チラシ代などポーツ祭りでは経済不況が影響してか親子連れが多く、全施設で1万5,000なみに今年のごどもスポーツ祭りでは1万9,000人の参加を得ました。(3)スを得て広く市民のスポーツ振興を図りました。(4)健康ライフ推進事業では、の健康づくり事業を充実するための検討を保健医療センターとともにに行いま誌に企業等から広告料として32万8,000円の収入を得て、季刊誌作成費に:運営事業では、財団ならではの弾力的な市民ニーズへの対応を図り、受付を実施するとともに、平成14年度に向けスポーツ施設の開館日拡大の検討別紙資料参照)2の物品販売事業会計では、各施設において各種の物品をに、財団の利益を図りました。(以下「収支計算書」等は別紙資料参照)

- 委員長 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問をお願いいたします。
- 委員 スポーツ振興財団事業の中で今までの経緯で継続なり拡大したのものもあるとなものは何かお聞かせいただきたい。
- スポーツ課主幹 健康ライフ推進事業において、市民の健康づくりのため保健医療センターの健康チェックと秋葉台運動施設、秩父宮記念体育館、鶴沼運動施設等広く「真の健康づくり推進を考えております。またそれぞれのトレーナーは各施設健康の推進については行政、財団、市民活動が協力しながら大きなうねりに変心強く思う。
- 委員長 財団設立の効果があるのか。
- スポーツ主幹 平成13年度決算ではまだ市への清算金が残っていて、そういう部分では効時間の延長とか定数減による財団職員の意識変化等が考えられるかと思
- 委員長 イギリスではスポーツに力を入れることを21世紀の国家ビジョンにしているよが連携してスポーツ推進の方向に行くのではないかと思うので、頑張っていほかにありませんか。
- ないようですので、この件は了承することにいたします。

\*\*\*\*\*

- 委員長 以上で、本日、公開で審議する案件はすべて終了いたしました。
- 次回定例会の期日を決めたいと思います。9月6日(金)午後2時から、場催ということでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- 委員長 それでは、次回定例会は9月6日(金)午後2時、場所は第一庁舎4階C会議以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしま
- 午後4時13分 休憩